

# 条 例 の 概 要

議案第 2 3 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号）

・ 幸手市税条例の一部を改正する条例

## 1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が公布され、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）が一部改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）されたことに伴う所要の改正

### (1) 証明書の交付等に係る D V 被害者等の支援措置の明確化

固定資産課税台帳等の閲覧又は固定資産課税台帳等記載事項証明書の交付の際に、D V 被害者等の住所が記載されている場合は、D V 被害者等の住所を削除するなど、一定の措置を講じることができることを手数料の規定に追加するもの

（第 7 3 条の 2 及び第 7 3 条の 3 関係）

### (2) 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準を、最初の 3 年度分、価格に 4 分の 3 を乗じて得た額とするもの

（附則第 1 0 条の 2 第 2 5 項関係）

### (3) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

負担調整措置により課税標準額が上昇する商業地等の土地について、激変緩和の観点から、令和 4 年度に限り、その課税標準額の上昇幅を評価額の 2 . 5 %（現行は 5 %）とするもの

（附則第 1 2 条第 1 項関係）

### (4) その他地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整備

## 2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 2 4 号 専決処分承認を求めることについて（専決第 3 号）

・ 幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が公布され、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）が一部改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）されたことに伴う所要の改正

(1) 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る都市計画税の課税標準の特例措置の創設

特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る都市計画税の課税標準を、最初の 3 年度分、価格に 4 分の 3 を乗じて得た額とするもの

（附則第 6 項関係）

(2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置

負担調整措置により課税標準額が上昇する商業地等の土地について、激変緩和の観点から、令和 4 年度に限り、その課税標準額の上昇幅を評価額の 2. 5 %（現行は 5 %）とするもの

（附則第 8 項関係）

(3) その他地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整備

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

# 条 例 案 の 概 要

議案第25号 幸手市税条例等の一部を改正する条例

## 1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、地方税法（昭和25年法律第226号）が一部改正されたことに伴う所要の改正

### (1) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る課税方式の一致

現行、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択できる特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、令和6年度分の個人住民税から所得税の課税方式と一致させるもの

（第1条中第33条第4項及び第6項関係）

### (2) 個人住民税における配偶者控除等の適用を判定するための賦課課税資料の記載事項に係る規定の整備

ア 給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書及び公的年金等支払報告書の記載事項に退職手当等を有する一定の配偶者の氏名等を追加するもの

イ 確定申告書の個人住民税に係る附記事項に退職手当等を有する一定の配偶者の氏名等を追加するもの

（第1条中第36条の2第1項、第36条の3の2第1項、第36条の3の3第1項及び第2条中第36条の3第1項関係）

### (3) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年延長し、令和7年入居分まで控除するもの

（第1条中附則第7条の3の2第1項関係）

### (4) 証明書の交付等に係るDV被害者等の支援措置の明確化

以下の証明書等を交付又は閲覧させる際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、登記所から通知される事項（当該住所に代わる事項）を記載し、交付等をすることを手数料の規定に追加するもの

ア 納税証明書

イ 固定資産課税台帳等の閲覧

ウ 固定資産課税台帳等記載事項証明書

(第1条中第18条の4、第73条の2及び第73条の3関係)

(5) その他地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整備

## 2 施行期日

(1) 上記内容(2)ア及び(3)の改正規定 令和5年1月1日

(2) 上記内容(1)及び(2)イの改正規定 令和6年1月1日

(3) 上記内容(4)の改正規定 民法等の一部を改正する法律

(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日